

=速達= 配達証明=

〒206-0011
東京都多摩市関戸2-24-27
三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階

ムラキ株式会社 独立委員会
委員長 湊 信明 様



132-82-94492-0

〒107-0052

東京都港区赤坂4-1-1
ビステーション赤坂6階

松下法律事務所

弁護士 松下 知輝 弁護士 伊部 隆登



受付通番 : G02340486000100001 号

〒206-0011

東京都多摩市関戸2-24-27

三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階

ムラキ株式会社 独立委員会

委員長 湊 信明 殿

委員 川口 幸信 殿

委員 立山 純子 殿

2026年7月27日

〒107-0052

東京都港区赤坂4-1-1

ビステーション赤坂6階

松下法律事務所

株式会社イクヨ代理人

弁護士 松下 知輝

同 伊部 隆登

同 田中 大二朗

電話 03-6234-4113

FAX 03-6234-4195

回答書②

(回答書①からの続きです)

第3 各質問事項に対する回答

以下の項目番号は本質問書別紙の番号によります。

1 当社グループとBGC社グループの関係について

(1) Senxeed Robotics 社との包括的業務提携について

① 当社にSenxeed Robotics株式会社(以下「Senxeed Robotic s 社」といいます。)を紹介した人物または法人の有無および属性につきましては、関係資料を確認のうえ、第三者との秘密保持義務に抵触しない範囲でご説明いたします。

② 業務提携に係る協議の開始時期およびその契機につきましても、関係資料を確認のうえ、第三者との秘密保持義務に抵触しない範囲で補足いたします。

③ 協議開始後、実務者間および経営層間における協議を経て、2026年4月22日付で包括的業務提携契約を締結し、同日公表いたしました。協議の具体的な回数につきましては、関係資料を確認のうえご報告いたします。



受付通番: G02340486000100001 号

1/5 頁

④ 本業務提携は、ロボティクス分野に関するものであり、貴社の事業を対象とし、または貴社の事業を前提とするものではございません。当社は、ロボティクスを既存の自動車部品事業に続く次世代の事業の柱と位置付け、製造現場の自動化および新事業の創出を検討する中で、当社が自動車Tier 1サプライヤーとして培ってきた製造現場、品質・安全管理に関する知見および顧客基盤と、Senxeed Robotics社が有する国内外のロボットメーカーとのネットワークおよびロボットの導入・社会実装に関する知見を組み合わせることが有益であると判断し、本業務提携を実施いたしました。提携の第一弾として、[]の産業用ヒューマノイド[]シリーズ等を当社の稼働ラインに投入し、部品搬送、目視検査および組立補助等の業務への適用を検証すること、その後、特定メーカーに限定しないマルチベンダーでの実証を進め、日本の自動車工場における品質・安全基準を満たす活用モデルを国内外へ展開することを想定しております。

⑤ 本業務提携の検討および実施に際しては、Senxeed Robotics社の代表取締役である青柳和洋氏（以下「青柳氏」といいます。）ならびにBGC社の関係者との間で、提携の目的、対象業務、実証実験、両社の役割分担、事業化および国内外への展開等について打合せを行いました。BGC社の関係者も、必要な連絡・調整等のため、これらの打合せに関与したことがございます。これらは、いずれも当該業務提携を具体化し、推進するための通常の事業上の協議です。個別の打合せの日時、出席者および具体的な発言内容につきましては、関係資料を確認のうえご説明いたします。なお、これらの協議において、貴社株式の取得、議決権行使、株主提案、役員候補者の選定その他貴社に関する共同または協調行動について合意し、または協議した事実はありません。

(2) 当社グループ役員とBGC社グループとの関係について

本質問書に列举された各社（[]、株式会社Secual、[]、[]、株式会社Pontely、[]、[]、[]、Senxeed Robotics社、株式会社it's House、[]、Trailhead Global Holdings株式会社およびコーギア株式会社）ならびにその役員と、当社グループまたはその役員との間の関係について確認いたしましたところ、当社が把握する限り、相互に支配し、または共同もしくは協調して行動する関係を基礎付ける資本関係、人的関係または継続的な取引関係はございません。

すなわち、Senxeed Robotics社との間の上記1（1）の業務提携（および青柳氏が同社代表取締役であることに伴う同氏との接点）を除き、資本関係、人的関係、取引関係その他の関係は確認されておりません。個別案件に関する情報交換等の具体的な内容につきましては、第三者との秘密保持義務等に抵触する可能性があるため、ご説明を差し控えさせていただきます。

(3) 当社および孫がBGC社グループまたは青柳氏と初めて接触した時期等について

当社および当社代表取締役孫峰（以下「孫」といいます。）がBGC社グループまたは青柳氏と初め



て接触した時期、方法、当事者、目的およびその際のやり取りの内容につきましては、関係する第三者との秘密保持義務および信頼関係に関わる事項を含むため、現時点では詳細のご説明を差し控えさせていただきます。

当該接触に際しての紹介者、仲介者、同席者、情報提供者その他の第三者の有無につきましても、同様の理由から、関係資料を確認のうえ、可能な範囲でご説明いたします。

もつとも、当該接触を契機として、貴社株式の取得、議決権の行使その他の株主権の行使について、BGC社と共同または協調して行動する関係を形成した事実はありません。

(4) 2026年4月中旬の協議（本協議）の具体的経過について

当社の2026年5月28日付「2026年5月20日付書簡へのご回答」に記載した協議（以下「本協議」といいます。）の経過は、次のとおりです。当社は、2026年4月頃、BGC社から、貴社の企業価値向上に関する一般的な意見交換の申入れを受け、これに応じました。その際、BGC社からは、貴社の企業価値向上のためには経営体制の刷新が不可欠であると考えていること、およびその実現には自動車部品分野で実績のある当社の経営陣を取締役として招聘すべきと考えていることについて、お話がございました。

当該申入れおよび協議に係る具体的な日時、連絡手段、連絡経路、当社側およびBGC社側の担当者の氏名・役職ならびに協議の場所・方法等につきましては、関係資料を確認のうえご説明いたします。

(5) 本協議の内容について

本協議は、貴社の企業価値向上に関する一般的な意見交換にとどまるものであり、その中で、当社は、当社の役職員を貴社役員候補者として貴社にご提案することを検討している旨をお伝えいたしました。もつとも、その提案についてBGC社に協力を求めたことはなく、また、貴社株主としての議決権行使について共同または協調して行動する旨の合意をしたこともございません。

このように、本協議において、BGC社の株主提案書（2026年4月23日付。以下「BGC社株主提案書」といいます。）もしくは当社の2026年4月21日付「イクヨ提案書」（以下「イクヨ社議案提案書」といいます。）の内容・文案の共同作成、貴社株主としての議決権その他の権利の行使、貴社株式の取得方針、または貴社の経営方針・資本政策に関する方針等について、当社とBGC社との間で合意し、または協議した事実はございません。

(6) BGC社株主提案書に候補者として挙げられた当社グループ役職員について

BGC社株主提案書において、当社グループの役職員である孫、田嶋邦彦（以下「田嶋」といいます。）、松本博、東剛史、高橋理沙、岩瀬誠および小林信虹（株式会社イクヨオートモーティブ取締役）の各氏が貴社役員候補者とされた件については、以下のとおりご回答いたします。

上記のとおり、本協議において、当社は、BGC社に対し、当社の役職員を役員に選任すべく貴社にご提案することを検討している旨をお伝えしておりましたが、その提案についてBGC社に協力を



求めたことはありません。また、当社からBGC社に対して候補者に関する情報を提供した事実、BGC社から候補者の推薦もしくは打診を受けた事実、およびBGC社側から当社または上記各役職員に対して貴社役員就任の打診等がなされた事実は、いずれもありません。加えて、当社が把握する限り、各候補者がBGC社の株主提案に係る候補者として就任を承諾した事実もありません。

BGC社がBGC社株主提案書において当社の役職員を貴社役員候補者に挙げた点につきましては、本協議において当社の方針を知ったBGC社が独自の判断により行ったものと理解しておりますが、その具体的な理由については当社の了知するところではございません。

(7) BGC社の2026年4月27日付公表文について

BGC社による2026年4月27日付PR TIMES公表文に「株式会社イクヨとの連携でモビリティ変革」「株式会社イクヨの経営陣を招聘」等の記載が含まれていることは承知しております。もともと、当社は、当該公表に先立ち、その内容または文案の確認を行っておらず、また、当該記載にいう「連携」についてBGC社と協議した事実もありません。当該表現は、BGC社が独自の判断により用いたものと認識しており、当社が同意したものではございません。

当社が当該公表を認識した時期および経緯につきましては、関係資料を確認のうえご報告いたします。いずれにいたしましても、当社は、本書をもって、当該記載が当社の認識と異なることを改めて明確にさせていただきます。

(8) BGC社の2026年6月2日付委任状勧誘書面について

BGC社が貴社株主宛てに送付した2026年6月2日付委任状勧誘書面の記載内容・文案について、当社が事前に確認を行った事実はありません。同書面における、孫が貴社と当社との事業シナジー実現を主導し、田嶋が貴社との実務的な連携を推進する旨の記載につきましては、当社が事後的に認識したものであり、当該役割分担について当社がBGC社と合意し、または記載を承諾した事実はありません。認識に至った時期および経緯につきましては、関係資料を確認のうえご報告いたします。

(9) 当社の2026年5月28日付回答のBGC社への事前共有について

当社の2026年5月28日付「2026年5月20日付書簡へのご回答」について、その内容を事前にBGC社に共有した事実、および回答内容についてBGC社と事前に協議その他の意思連絡をした事実は、いずれもありません。

2 当社がMRK1号から貴社株式を取得したことについて

(1) 取得の検討開始時期・経緯等について

当社は、貴社の事業内容、財務状況、株主構成および将来的な事業シナジー等を踏まえ、独自の経営判断として貴社株式の取得を検討いたしました。MRK1号投資事業有限責任組合（以下「MRK1号」といいます。）からの貴社株式250,000株の譲受け（2026年1月19日取締役会決議・株式譲渡契約締結、同月30日実行）に関する検討の具体的な開始時期、案件を知った経緯なら



受付通番：G02340486000100001 号

4/5 頁



びに紹介者または仲介者の有無につきましては、取引関係者との秘密保持義務に関わるため詳細のご説明を差し控えさせていただきますが、関係資料を確認のうえ、可能な範囲でご説明いたします。

MRK1号との協議の内容は、譲渡数量250,000株、譲渡価額600百万円（1株当たり2,400円。取得実行時点における市場価格および貴社の財務状況等を総合的に勘案し、取得先との協議のうえ決定したものです。）、決済方法・実行日等でございます。本件譲受けは、2026年1月19日開催の当社取締役会において、余剰資金の有効活用を目的とした純投資として決議したものであり、同日付でその旨の適時開示を行っております。当該協議および取得条件の決定は、いずれも当社自身の判断と責任において行ったものであり、BGC社との共同または協調によるものではございません。

(2) 芙蓉土地建物株式会社等との関係について

当社グループと、芙蓉土地建物株式会社、GCMアセットマネジメント株式会社、MRK1号、合同会社CYGNUS、一般社団法人SPEおよび[REDACTED]その他関係者（前各社の役職員を含みます。）との間の資本関係、人的関係、取引関係その他の関係（第三者を介した関係を含みます。）につきまして確認いたしましたところ、これらの方々との関係は、貴社株式の取得に伴う交渉、契約またはこれらに付随する連絡関係に限られ、当社が把握する限り、当該取引を超える資本関係または人的関係はございません。

取引の具体的な条件および第三者を介した関係の詳細につきましては、秘密保持義務に抵触するおそれがあるため、ご説明を差し控えさせていただきます。なお、上記の関係の有無につきましては、なお確認を継続しており、補足すべき事項が判明した場合には速やかにご報告いたします。

(回答書③へ続きます)



郵便認証司

8.7.27

この郵便物は令和8年7月27日
第13282944920号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02340486000100001号

5/5 頁

東京
8.7.27
12-18